



# 最低賃金引上げの支援策



令和6年10月1日から  
時間給1,023円 50円UP!

## 業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った**中小企業に、その費用の一部を助成します。  
中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30万円～130万円
45円コース	45万円～180万円
60円コース	60万円～300万円
90円コース	90万円～600万円

### 活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5名の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

### 活用のポイント

#### 賃上げ + 設備投資

- ・ 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画を作成
- ・ 中小企業が利用できる
- ・ 助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決まる
- ・ 設備投資等は、交付決定を受けた後（※事業場内最低賃金を引き上げる前に申請する必要があります。）

三重労働局雇用環境・均等室  
TEL 059-226-2110



業務改善助成金

検索

## キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。  
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

3%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上増額改定した場合	6万5,000円

1人当たりの助成額(大企業の場合は2/3)  
1事業所あたりの上限は100人分

### 活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10名の有期雇用労働者の賃上げを実施した場合、65万円支給されます。

### 活用のポイント

#### 賃上げ

- ・ 賃金規定等の改定キャリアアップ計画を作成
- ・ 中小企業と大企業が利用できる
- ・ 助成額は、1人当たり定額
- ・ 最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も助成対象  
(※最低賃金引上げに合わせて改定する場合、新最低賃金発効日の前日(9/30)までに取り組んでいる必要があります。)

三重労働局職業安定部職業対策課  
TEL 059-226-2111



キャリアアップ助成金

検索

# 賃金引き上げ特設ページを公開中！

## 賃金引き上げ特設ページのメニュー

- 1 賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介
- 2 地域・業種・職種ごとの平均的な賃金検索機能
- 3 賃金引き上げに向けた政府の支援策



詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック▶

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>



三重労働局労働基準部賃金室  
TEL 059-226-2108

令和6年10月の社会保険  
適用拡大に対応！

## キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」

○労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取組を行った事業主を助成します。

### (1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の <b>15%以上</b> を追加支給 (社会保険適用促進手当等)	<b>1年目</b> <b>20万円</b> (注)
② 賃金の <b>15%以上</b> を追加支給 (社会保険適用促進手当等) 他	<b>2年目</b> <b>20万円</b> (注)
③ 賃金を <b>18%以上</b> 増額 (労働時間延長による手取り増も含む)	<b>3年目</b> <b>10万円</b>

(注) 1, 2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請 (1回あたり10万円支給)

### (2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	<b>30万円</b>
3時間以上 4時間未満	<b>5%以上</b>	
2時間以上 3時間未満	<b>10%以上</b>	
1時間以上 2時間未満	<b>15%以上</b>	

※助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。  
※1年目に(1)①、2年目に(2)の助成も受給可(併用メニュー)。

(上述を除き、1人に対して2つのメニューの助成は受けられません。)

三重労働局職業安定部職業対策課  
TEL 059-226-2111

キャリアアップ助成金について  
(厚生労働省ウェブサイト)

